

長野県小学生バレーボール連盟役員推薦規程

第1条 この規程は『長野県小学生バレーボール連盟規約』第5章に基づく役員の選出にあたり、予めその候補者を選考し推薦するために定める。

第2条 候補者を推薦する役員選考委員会は改選期ごとに設置し、選考経過並びに候補者名を評議員会に報告し承認を得たのち任務を終え解散する。

第3条 役員選考委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 4 信理事
- (2) 理事長
- (3) 事務局として総務委員長

第4条 役員選考委員会の委員長は委員から互選する。

第5条 選考する候補者は、規約第5章に基づき会長1名、副会長若干名、理事長1名及び監事2名とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。